

身分上の事項に関する証明（21号）

＜死亡証明＞

内 容	事件本人がいつどこで死亡したか、また、場合により死亡原因も併せて証明するもの（注1）。
使 用 目 的	遺産処理手続、保険金の請求。本邦の公文書に基づく本証明の場合は、現地での埋葬・改葬手続や死亡登録手続等。
条 件	(1) 死亡事実を立証する公文書の提示又は提出。 (2) 事件本人（死亡者）は、日本人に限らず外国人（本邦の公文書に基づくとき）でも差し支えない。
必 要 書 類	死亡事実を立証する公文書 ○外国文による証明の場合……現地で使用されるもの。 戸籍謄（抄）本又は死亡届受理証明書、死亡届記載事項証明書 ○日本文による証明の場合……わが国で使用されるもの。（極めてまれ） 現地官憲当局が発給した死亡を立証する公文書（例えば、死亡診断書、死体検査書、死亡登記証明書、警察の調書等）（注2）（注3）
形 式	外国文による証明と日本文による証明の場合があるが、日本文による証明は極めて例外的
注 意 事 項	(注1) 本邦における通関及び火葬・埋葬には不要。本邦における通関の際には、輸送関係者（機長又は航空会社担当者等）が死亡した国の医師の死亡診断書等を添えて遺体等を引き取る旨口頭で申告すれば良い。また、火葬等の許可を市区町村役場から取得するには戸籍役場へ死亡届を提出しなければならないが、戸籍役場への届出の際にも外国の医師が発行した死亡診断書等に和訳文を添付して提出すればよい（墓地、埋葬等に関する法律）。本邦で死亡した外国人については届出人の住所地の戸籍役場に届出の義務があり、死亡届受理証明書を取得して所属国官公署に提出することとなる。 (注2) 緊急又はやむを得ない事情があると認められる場合は、私立病院、医師が発行した死亡診断書等をもって根拠文書とすることができる。ただし、この場合、当該病院、医師に発給の事実を確認すること。なお、事故死の場合、検察医の死体検査書が必要。 (注3) なお、死亡診断書又は死亡証明書とは死亡の時に立ち会った医師が発給するもので、死体検査書とは死亡後に遺体を検査（解剖）して、死亡原因を確認した検察医が発給するものである。 (注4) 本邦に対しては、現地の死亡立証公文書に和訳文を付して提出すれば足りるので日本文の死亡証明の発行は極めて例外的である。

身分上の事項に関する証明

＜死亡証明＞

1. 概 説

(1) 事件本人がいつ、どこで死亡したか、また、場合により死亡原因をも併せて証明するもの。原則として外国文で発給するが真にやむを得ない事情があると認められる場合に限り、日本文でも発給する。しかし、本邦に対しては、現地死亡立証公文書に和訳文を付して、提出すれば足りるので、日本文の死亡証明は極めて例外的である。

(2) 使用目的

遺産処理手続、保険金の請求等。

(注) 本邦における通関及び火葬・埋葬には不要。

本邦の通関の際には、輸送関係者（機長又は航空会社担当者等）が死亡した国の医師の死亡診断書等を添えて遺体等を引き取る旨口頭で申告すればよい。

また、火葬等の許可を市町村役場から取得するには、まず戸籍役場へ死亡届を提出しなければならないが、戸籍役場への届出の際にも外国の医師が発行した死亡診断書等に和訳文を添付して提出すればよい（墓地、埋葬等に関する法律）。

(3) 手数料

証明書1通毎に第21号の領事手数料を徴収。

2. 発 給 条 件

(1) 公文書により死亡事実を立証できること。

(2) 事件本人（死者）は、日本人に限らず外国人でも本邦の死亡届受理証明書に基づくときは取扱って差し支えない。

3. 必 要 書 類

(注) 文書については、すべて原本の提出又は原本の提示及び写の提出を受ける（公館において写を作成してもよい）。

(1) 死亡事実を立証する公文書

外国文による証明の場合

戸籍謄（抄）本又は死亡届受理証明書、死亡届記載事項証明書

(注) 本邦で死亡した外国人については、届出人の住所地の戸籍役場に届出の義務があり、死亡届受理証明書を取得して所属国官公署に提出することとなる。

日本文による証明の場合

現地関係当局発行の死亡を立証する公文書（例えば、死亡診断書、死体検案書、死亡登記証明書、また、海難等により遺体が失われた場合には例外的に警察調書）。

(注1) 緊急又はやむを得ない事情があると認められる場合は、私立病院、医師が発行した死亡診断書等をもって根拠文書とすることができます。但し、この場合は、当該病院、医師に発給の事実を確認すること。

(注2) なお、死亡診断書又は死亡証明書とは死亡の時に立ち会った医師が発行するもので、死体検査書とは死亡後に遺体を検査（解剖）して死亡原因を確認した検査医が発行するものである。

4. 作成要領

- (1) 申請人に証明書の使用目的及び提出先等を記入した申請書を提出させ、外国文による証明か日本文による証明かを決める。
- (2) 必要書類を提出させる。
- (3) 外国文による証明書の場合
 - ① 根拠文書から証明書に必要事項を記入する。
 - (注1) 根拠文書に記載されていない場合、証明書の項目は削除する。
 - (注2) 記載上の注意
 - ・Date of Death（死亡年月日）：改ざん防止のため算用数字でなく必ず言語により記載する。
 - ・Place of Death（死亡場所）：都道府県名まででよく、その後に「Japan」と記載してもよい。
 - ・Domicile（本籍地）：都道府県名までとし、その後に「Japan」と記載してもよい。また、事件本人が外国人の場合は、Nationality（国籍）とし、その所属国名を記載する。
 - ・根拠文書の父母いずれかの欄が空欄の場合、証明書の当該欄（Father or Mother）には「Not stated」と記載する。
 - ・根拠文書の父母の欄の氏名の頭に「亡」と記載されているときは、証明書の当該欄（Father or Mother）の氏名の後に（deceased）と記載する。
 - ・根拠文書の続柄欄に「男」又は「女」とのみ記載されているときは、証明書の当該欄（Relationship）にそれぞれ「son」又は「daughter」と記載する。
 - ② 証明書の下段に根拠とした文書名、発給機関（発給者）、発給年月日を記入する。
 - ③ 証明書にその他の必要事項（証明番号は証明発給台帳にて確認）を記入の上、公館長又は担当官（代理署名の指定を受け本省に報告済みの者）が署名し、その下に官職氏名を記入して、丸型館印を押す（青又は黒のスタンプインキ使用）。
 - ④ 完成した証明書の写をとる。
 - ⑤ 証明手数料は1件毎に第21号の手数料を徴収する。領収書は取りまとめて1枚を発給すればよい。
 - ⑥ 証明書発給台帳、申請書の在外公館記入欄に必要事項を記入する。
 - ⑦ 申請書、証明書の写及び根拠文書（写）は公館にて保存する。保存期間3年。
- (4) 日本文による証明の場合（極めて例外的な場合）
 - ① 根拠文書から証明書に必要事項を転記する。

(注1) 見本は、本邦で使用する際に必要と考えられる項目を列挙して作成したものであるが、任国の官憲当局が発給した公文書等を根拠として作成するため、全項目を記載できない場合もあるが、特に、本邦提出先が要求する項目は追加項目として証明して差し支えない。

(注2) 記載上の注意

「本籍」、「戸籍筆頭者」及び「筆頭者との続柄」は戸籍謄（抄）本等により確認できないときは削除する。

「死亡の種類」は、自然死、病死、自動車事故、船舶又は山岳遭難、自殺等と記載する。不明の場合は不詳と記載する。

「死亡の原因」は直接死因となった病名等を記載する。病名は本邦の法定伝染病の認定に必要とする場合があるので、根拠文書等により確認できないときは削除せず、「不詳」と記載する。

「死亡立証書類」は根拠文書名、発給機関（発給者）名、発給年月日を記載する。

- ② 証明書にその他の必要事項（証明番号は証明発給台帳にて確認）を記入し、角型館長印を押す（朱肉使用）。
- ③ 完成した証明書の写をとる。
- ④ 証明手数料は1件毎に第21号の手数料を徴収する。領収書は取りまとめて1枚を給すれば良い。
- ⑤ 証明書発給台帳、申請書の在外公館記入欄に必要事項を記入する。
- ⑥ 申請書、証明書の写及び根拠文書（写）は公館にて保存する。保存期間3年。

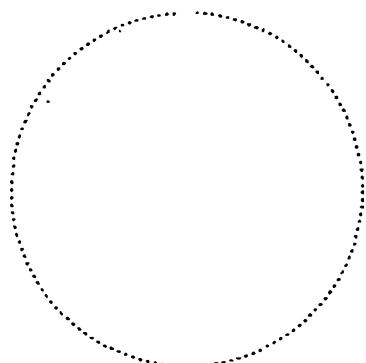
(仮語) 死亡証明 (21号)

ACTE DE DECES

Certificat établi sur la base (d'une copie authentique) du Registre d'Etat-Civil, délivré (e) par le maire de Misato - mura, Kodama-gun, Préfecture de Saitama, le 10 octobre 1986.

NOM : YOYOGI
PRENOMS : Tadashi
DATE DE NAISSANCE : le 2 mars 1958
DATE DE DECES : le trois avril. mille neuf cent soixante dix-sept
LIEU DE DECES : Tokyo, Japon
DOMICILE LEGAL : Préfecture de Saitama. Japon
PERE(NOM) : YOYOGI
(PRENOMS): Hiroshi
MERE(NOM) : YOYOGI
(PRENOMS): Asa
RELATION : troisième fils

Certifié conforme à l' original.



a , le
(lieu) (date)

(signature)

(nom et prénom) :

(titre) :

Ambassade du Japon
Consulat Général du Japon

(Frais:)

(西語) 死亡証明 (21号)
No

CERTIFICADO DE DEFUNCION

Apellidos

Nombre

Fecha de nacimiento:

Fecha de fallecimiento:

Lugar de fallecimiento:

Domicilio permanente:

Padre:

Madre:

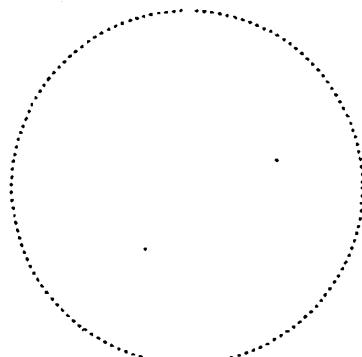
Relación familiar:

LA EMBAJADA DEL JAPON EN ESPAÑA

CERTIFICA

Que los datos que arriba se detallan están tomados de una copia certificada de la inscripción en el Registro Oficial de la Familia, expedida por el Sr. Alcalde de la Ciudad de..... (el Jefe del Distrito de.....) con fecha.....de.....de 20.....

Y para que conste, a fin de que así pueda acreditarlo el interesado (la interesada) , se expide la presente certificación en Madrid, ade.....de dos mil



(Derechos:)

Cert. No.

DEATH CERTIFICATE

Surname :

Given name :

Date of Death :

Place of Death :

Domicile :

Father (Surname) :

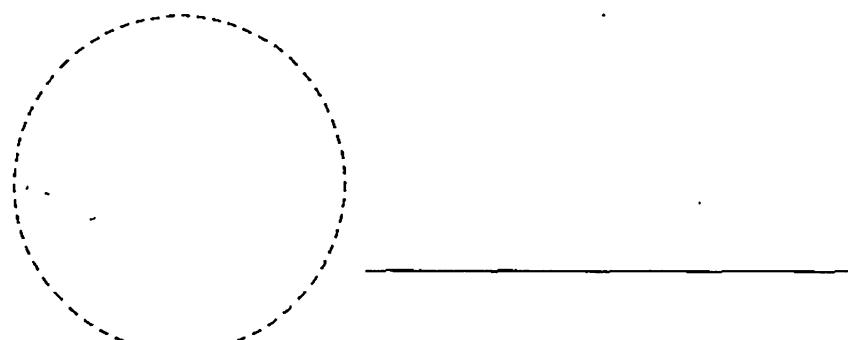
(Given name) :

Mother (Surname) :

(Given name) :

Relationship :

Certified as above.



(Place)

(Date)

This certificate is based on

issued by -----

on -----

(Fee : -----)

死 亡 証 明 書

氏 名

性別、男・女

年 月 日 生

本 籍

戸 籍 筆 頭 者

筆頭者との続柄

死亡年月日時分

死 亡 場 所

死 亡 の 種 類

死 亡 の 原 因

死 亡 立 証 書 類

証第 号

上記のとおり証明します。

年 月 日

在

公 印

(手数料)